

川崎市上下水道局分水栓止め工事実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市水道条例施行規程（平成22年水道局規程第1号。以下「施行規程」という。）第21条第1項第5号に規定する給水装置の切断（以下「分水栓止め工事」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(施行)

第2条 分水栓止め工事は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に施行する。

- (1) 別路線の配水管に給水管を取付け替える改造工事（施行規程第20条第1項各号に掲げる工事を除く。以下「取付替工事」という。）により布設されることとなる給水管における配水管への取付口からメーターまでの水平延長が、取付替工事の施行前に布設されている給水管（以下「既設給水管」という。）における配水管への取付口からメーターまでの水平延長より短いこと。
- (2) 既設給水管の管種が水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管の内外面ポリエチレン被覆管、水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管の内外面硬質塩化ビニル被覆管、水道用ステンレス鋼管及び水道用波状ステンレス鋼管以外であること。
- (3) 既設給水管の口径が50ミリメートル以下であること。
- (4) 取付替工事により、給水管の配水管への取付口からメーターまでの間に布設されているすべての給水管が新規に布設されること。

2 分水栓止め工事は、取付替工事1件につき1箇所施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。